



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## 伊勢神宮への参拝を行わないでください

立憲民主党 代表 野田佳彦様

毎年、新年の仕事初めに首相や閣僚らが伊勢神宮に参拝し、その直後に伊勢神宮敷地内の神宮司庁において、首相が年頭記者会見を行うことが継続されてきました。本年は、元日の能登半島地震発生を受け、年頭の参拝は延期されたものの後日実施されました。いずれにせよ、これらの行為は日本国政府と一宗教法人である伊勢神宮とが特別な関係にあることを顕示し、その参拝を当然なものであると国民に印象づけ、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に反します。そこで私たちは、石破政権にこうした憲法違反の前例に倣うことなく、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう求めました。同様に、貴職に対しても年頭の伊勢神宮参拝および敷地内での年頭記者会見を行わないよう要請いたします。

伊勢神宮は、1869年の明治天皇の参拝から1945年の敗戦まで、国家神道の中心的存在であり、政府が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背景に持つ宗教施設です。戦後、伊勢神宮は全国に8万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁の「本宗」に位置しています。日本国憲法の政教分離原則は、国家神道体制への大きな反省から生み出されたものであるにもかかわらず、政府と伊勢神宮とのこのような密着ぶりは、現憲法下における政教分離原則等を土台とした政府の在り方を根底から損なうものです。

戦前において「神社は宗教にあらず」という政府の主張と社会の風潮が、神社参拝を拒否する自由を奪い、国家神道体制の下で戦争遂行に国民を動員する大きな要因となりました。日本の教会は、かつて国策に従い、1941年に教派合同を行い大政翼賛と戦争遂行のため日本基督教団を成立させ、富田満統理が伊勢神宮にその報告を行いました。また、聖書が偶像崇拜と禁じているはずの神社参拝を「国民儀礼」と言い表し、自ら行うのみならずアジアの教会に対し強要しました。私たちはこのことを痛切に反省し、二度とこのような過ちを犯すまいと神の前に悔い改めました。それゆえに、公人の神社参拝を看過することができません。

また日本国憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めます。首相や閣僚、さらに国会議員らが明らかな宗教施設である伊勢神宮に参拝し、それを年初の決まり行事とするのは、再び「神社は宗教にあらず」の気運を醸成することに繋がり、市民の参拝しない自由、信じない自由を損なうことに繋がります。貴職が、こうした現政権の憲法違反に批判する立場を明確に定め、紛れもない宗教施設である伊勢神宮に参拝することのないよう、また貴党の政策が特定の宗教と結びついているかのような印象を与える記者会見を行うことのないよう、重ねて要請いたします。

2024年12月2日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 関伸子